様式第八号（表面）及び（裏面）中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（社会保険労務士法施行規則及び厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

**第三条**　次に掲げる省令の規定中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

一　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省令第一号）別表第五十三号の二

二　厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年厚生省労働省令第八号）附則第二項

## ○国土交通省令第三十二号

踏切道改良促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六号）の施行に伴い、並びに踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項及び第四条第一項並びに踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）第五条の規定に基づき、踏切道改良促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

踏切道改良促進法施行規則の一部を改正する省令

踏切道改良促進法施行規則（平成十三年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「平成二十二年度末」を「平成二十七年度末」に改め、同項第四号及び第五号中「平成十八年度」を「平成二十三年度」に改める。

第三条第一項第一号中「平成二十二年度末」を「平成二十七年度末」に改める。

第五条第一項第二号、第七条第一項第二号及び第八条第一項第一号ロ中「平成十八年四月一日」を「平成二十三年四月一日」に改める。

第十条の見出しを「（立体交差化計画等）」に改め、同条第一項中「立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に改め、同項第一号中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に改め、同条第二項中「立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に改める。

第十一条第一項中「第四条第八項」を「第四条第十二項」に改める。

第二十条第一号及び第二号中「平成二十二年度末」を「平成二十七年度末」に改める。

第二十二条中「第四条第八項」を「第四条第十二項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

2　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の八の見出し中「かかわる」を「関わる」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「かかわる」を「関わる」に改め、同項第四号中「第六条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同項第七号及び第八号中「かかわる」を「関わる」に改める。

## ○国土交通省令第三十三号

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十条の二第一項第三号、同条第二項、第五項及び第六項第三号並びに第五十二条第一項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国土交通大臣　大畠　章宏

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項並びに第一条の四第一号及び第二号中「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に改める。

第一条の五の見出し中「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改める。

第一条の六第一号中「第十五条の十第一項及び第二項」を「第十五条の十第一項から第三項まで」に改め、同条第二号中「第十五条の十第一項第三号」を「第十五条の十第一項及び第二項第三号」に改め、同条第五号中「第十五条の十第一項及び第二項」を「第十五条の十第一項から第三項まで」に、「第十五条の十第一項第三号」を「第十五条の十第一項及び第二項第三号」に改め、同条第六号中「第十五条の十第一項及び第二項」を「第十五条の十第一項から第三項まで」に改める。

第二条第一項中「法第三十三条第二項の規定により準用する場合を含む」の下に「。次条において同じ」を加え、「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（港湾管理者の告示）

**第二条の二**　国土交通大臣は、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾について、法第四条第四項の港湾区域の認可を受けた港湾管理者を官報で告示するものとする。

第十四条第二項第一号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾」に改める。

第十五条の二の二の次に次の二条を加える。

（法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める個人識別情報）

**第十五条の二の三**　法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める個人識別情報は、写真及び指紋とする。

（個人識別情報を照合する方法）

**第十五条の二の四**　法第五十条の二第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、同条第六項第三号の個人識別情報の照合のための機器（以下第十五条の五の三において「照合機器」という。）に入力された重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者に係る前条の個人識別情報のうち一又は二の情報を同号の電気通信回線を通じて同号の電子計算機に記録されている個人識別情報と照合する方法とする。

第十五条の三第三項中「前二項」を「前三項」に、「による」を「として定めるものとする。ただし、前項の個人識別情報の照合を受ける者が負担する使用料は、個人識別情報を法第五十条の二第六項第三号の電子計算機に記録する際に定額を支払うものとして定める」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3　法第五十条の二第二項の規定により重要国際埠頭施設の管理者又は個人識別情報の照合を受ける者が負担する同条第一項第三号の電子情報処理組織の使用料は、当該電子情報処理組織の設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とする。

第十五条の四中「法第五十条の二第六項」を「法第五十条の二第六項第一号」に改める。

第十五条の五の前の見出し中「届出」の下に「等」を加える。

第十五条の五の二の次に次の一条を加える。

**第十五条の五の三**　法第五十条の二第一項第三号の電子情報処理組織による個人識別情報の照合を受けることができる者は、照合機器が設置された重要国際埠頭施設に出入りする者であって、国土交通大臣が定める者とする。

2　前項の照合を受けようとする者は、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書に届出前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の写真及び個人識別情報の照合を受けることができる者であることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　勤務先の名称及び所在地

3　前項の届出をした者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止しようとするときは、速やかにその旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。